

大学機関別認証評価に関する評価結果について

認証評価は、大学の正規課程（学士、修士及び博士の学位を授与するための課程や別科の課程）における教育を中心として大学の教育研究活動の総合的な状況を大学自身が自己点検・評価するとともに、認証評価機関による評価を受けることにより、大学の改善に資するためのもので、7年以内ごとに、文部科学大臣が認証する評価機関の実施する評価を受けることが、学校教育法及び同法施行令で義務づけられているものです。

本学では、平成18年度に引き続き、独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施する大学機関別認証評価を受審するため、同機構が定める10の基本的な基準について、本学における教育研究活動の現状分析を自己点検・評価し自己評価書に取りまとめて同機構に提出し、平成25年度に審査を受けました。

同機構による審査は、自己評価書による書類審査と訪問調査による大学視察で行われ、実際に小白川キャンパスの学習環境を視察していただきました。

そしてこの度、大学評価・学位授与機構から、同機構が定める大学評価基準を満たしているとの評価結果とともに、本学の発展のために貴重なご意見をいただきました。

本学は、評価結果を真摯に受け止め、優れた点については更に充実を図り、課題とされた改善を要する点、改善が望まれる点については早急に対応して、本学の理念の実現に向け、教育研究の質の向上に努めます。

ここに、本学の現況をご理解いただくため、自己評価書及び評価報告書を掲載し、公表いたします。

平成26年3月28日

国立大学法人山形大学長

結城章夫